

くらしの110番 一人暮らしの父親が高額な火災警報器を契約してしまっただ

【相談事例】

3日前、一人暮らしの父親が訪問販売で火災警報器の購入契約をし、その日のうちに業者が家の中の2カ所に警報器を設置した。契約金額45万円のうち、23万円を当日に現金で支払い、1週間後に残金を支払う約束になっていたが、高額でもあり解約したい。

【お答えします】

消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で各市町村の条例で定める日から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

事例の場合、これに便乗した悪質な訪問販売と言えます。勧誘時に、火災警報器の設置が義務付けられていると言って、高額で販売したり、規定の性能を有しない製品を無理矢理売り付ける悪質な事例が発生しています。

また、「この地区は既に全員購入した。購入していないのはお宅だけ」取り付けるには資格が必要で、点検も義務付けられている」などとウソを言い、消防署員と誤解させるような服装と話し方で勧誘することもあります。

訪問販売は、法定書面（法定記載事項を記載した書面。契約書など）を受領した日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

この事例の場合は、クーリング・オフを行うことにより無条件解約となり、支払い済みの23万円を返金してもらい、設置済みの警報器を取り外してもらったことができます。

また、法定書面を受け取った日から8日を経過していたとしても契約したときの状況によっては、クーリング・オフできる場合がありますので、消費生活相談窓口にご相談ください。

なお、被害防止のため、高齢者や判断不十分者の保護をその目的の一つとして、成年後見制度がありますので、場合によっては、このような制度の利用も検討してみてください。

住宅用火災警報器を設置する際には次の点に注意しましょう

- 設置期限や設置しなければならない場所については、市町村の条例（吉川市の場合は吉川松伏消防組合条例）で定めていますので確認しましょう。

- 取り付けに資格は必要ありません。自分で取り付けすることもできます。業者に依頼する場合は、事前に複数の会社から見積もりを取り、工事内容をよく確認して決めましょう。

- 住宅用火災警報器はホームセンターなどで購入できます。煙式、熱式の機能などによって価格はさまざまですが、数千円から1万円程度で販売されています。

なお、感度や警報音量など国が定めた規格に合った製品には、日本消防検定協会の鑑定マークが付いていますので、購入の目安としてください。



吉川市消費生活相談にご相談を

心配な点や不明なことがありますから、一人で悩まず、すぐに消費生活相

談窓口にご相談ください。

☎ 毎週 困・困（13日を除く）午前10時

～午後3時（正午から午後1時除く）

☎ 保健センター12階相談室

☎ 商工課 ☎ 982・9697

ひとり暮らし高齢者の方への住宅用防災機器の給付について



市では、ひとり暮らしの高齢者の方に安全で快適な日常生活を送っていただくため、日常生活用具として、「火災警報器」を給付しています。あらかじめ申し込みが必要です。

☎ 65歳以上で防火などの配慮が必要なひとり暮らしの方（生活保護世帯・前年度所得税非課税世帯に限り）※設置費などは自己負担です。

☎ いきいき推進課 ☎ 982・5118